

第4回

支払資金と純資産

第3回では、次のような例を用いて「1年基準」について説明しました。

Aさんは、1,500万円の住宅ローンを組んで、2,000万円の住宅を購入しました。また、今Aさんの財布には10万円の現金と2万円の電気代の請求書が入っています。

1年基準に基づき、流動資産、固定資産、流動負債、固定負債、そして純資産に分類してB/Sに整理すると図1のようになります。

流動資産	流動負債
現金 10万円	請求書 2万円
	固定負債
固定資産	ローン1,500万円
住宅 2,000万円	純資産 508万円

ではこの時、Aさんが自由に使えるお金はいくらでしょうか。10万円ある現金は、自由に使っているでしょうか。じつは社福会計では、請求書が来着している2万円はすでに行く先が決まっていることを重視し、自由に使えるのは10万円ではなく、8万円と認識します。10万円使えろと考えるよりも、8万円しか使えないと考えておく方が安全だからです。

言うまでもなくこの8万円は10万円と2万円の差額、つまり流動資産の額と流動負債の額の差額です。流動資産はすぐに（1年以内に）現金にできる資産、流動負債はすぐに（1年以内に）支払わなければならない負債です。ですから流動資産の額と流動負債の額の差額は、すぐに現金にできる資産を現金化し、すぐに支払わなければならないものを支払った時に手許に残る額を表します。

少し難しい言い方ですが、このように流動資産の額と流動負債の額の差額は、短期的な支払いに充てることができる資金残額としてとても重要なので、社福会計では流動資産と流動負債（図1のB/Sの網掛け部分）を「支払資金」と定義し、その差額を「支払資金残高」と呼んで、今いくらあるのかを管理することにしたのです。

皆さんの中には、「キャッシュ・フロー計算書」（略

して「C/F」と言います）という言葉をお聞きになったことがある方がいらっしゃるかも知れません。これは、主に企業会計で作成されるもので、「キャッシュのフロー」、つまり“お金の流れ”を表す計算書です。社福会計に関する市販の書籍などを見ると、この「C/F」という言葉が記載されているものを見かけます。しかし社福会計では、厳密な意味でのキャッシュ・フロー計算を行うことはありません。社福会計で管理の対象とされるのはキャッシュのみではなく、流動資産と流動負債のすべてを範囲とする支払資金だからです。参考までに言えば、学校法人会計では、この点については企業会計と似た考え方をします。

ここまで述べてきたように、社福会計では純資産と支払資金を管理の重要な対象とします。純資産は法人の純粋な資産ですから、大きい方が望ましいと言えます。また支払資金は短期的な支払いに充てることができる資金ですから、これもある程度余裕がある方が望ましいと言えます。しかしもっとも大切なのは、純資産と支払資金のバランスです。

第3回で例としてお示した、“1億円の現金を持っている人”と“現金は持っていないが1億円の自宅を持っている人”は、どちらも純資産は1億円ではあるのですが、後者には支払資金がありません。

もし皆さんが1億円の現金を持っていたとしたら、全額を住宅建設に投じることができるでしょうか。恐らく多くの方々は、明日から当面必要な生活資金として、いくらかは残しておこうと考えるのではないのでしょうか。財産が全体でいくらあるのかはとても大切ですが、資産の持つ性質を考慮して、バランスよく保有することがとても大切だと言えます。

次回からは、資金収支計算書と事業活動計算書について説明することにしましょう。

<まとめ>

- ① 流動資産と流動負債の範囲を「支払資金」と定義する
- ② 流動資産の額と流動負債の額の差額が短期的な支払いに充てることができる額で、「支払資金残高」と定義する
- ③ 純資産と支払資金のバランスが大切である